

平成29年度 入札監視委員会（第1回）議事概要

南関東防衛局

開催日及び場所	平成29年6月30日（金） 横浜第2合同庁舎 低層棟1階 共用第4会議室
委員 （◎：委員長）	伊東 克宏（弁護士）                      梅村 靖弘（大学教授） 後藤 由紀子（公認会計士）      ◎細田 孝一（大学教授） （敬称略：五十音順）
審議対象期間	平成29年1月1日 ～ 平成29年3月31日
審議対象件数	46件

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

抽出案件	総件数	8件	(審議概要)
建	一般競争（政府調達協定対象）	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議対象事案説明</li> <li>・ 指名停止措置状況</li> <li>・ 談合疑義案件の処理状況</li> <li>・ 再苦情処理等</li> <li>・ 統計分析資料</li> </ul>
設	一般競争（政府調達協定対象外）	3件	
工	企画競争方式	1件	
事	随意契約方式	0件	
	建設コンサルタント業務等	2件	
○委員からの 意見・質問	意見・質問		回 答
○それに対する 回答等	<p>①浜松(28)庁舎新設建築その他工事(一般競争入札方式(政府調達協定対象))</p> <p>各社の技術提案に対する評価者は3名いるが、同じ評価者が各社の技術提案を評価しているのか。 3名の評価者それぞれの評価点をどのように最終評価点として算定しているのか。</p> <p>入札金額が落札者よりも安いA社は、技術提案の評価点が落札者より下回ったため落札できなかったということか。</p>		<p>評価者は、建築課の職員で、課長と補佐2人の3名である。 評価点については、3者で評価し、2人以上が有効な提案と評価した場合において、評価点を付与している。</p> <p>A社は、調査基準価格を下回った金額での応札となったため、追加資料の提出を求めヒアリングを実施し、施工体制の確認を行ったところ、審査の着目点において評価ができない事項があったため、減点となった結果である。</p>
	②長浦(28)庁舎新設等建築その他工事(一般競争入札方式(政府調達協定対象))		

入札・契約状況調書では、落札者以外は評価値が入っていないがなぜか。

本工事場所が、海からの距離が近いということで、コンクリートの塩害対策に関する技術提案を求めているが、発注者側の設計段階で、塩害対策としてコンクリートのかぶり厚さを多くするなど、ライフサイクルコストを考慮した対応をしているのか。

仮に入札参加者のなかで、塩害対策として、コンクリートのかぶり厚さを多くしたり、外壁塗装により防錆対策を施すなどの経費を見込んだために予定価格を超過したとしたら、この入札参加者は予定価格超過として排除しても良いのか。

技術提案で標準的な設計以上の品質を示したものに評価値が付与されることから、各入札参加者は、予定価格内で品質向上を目指す対策を考え応募しているわけであるが、発注者側は品質向上に対しては何も考えていないのか。

本件と審議対象事案の①の浜松庁舎を比較すると、浜松の庁舎の方がコンクリート構造物として、高い品質を要求しているが、何か違いがあるのか。

本件の長浦庁舎の工事と、浜松庁舎の工事では、入札参加者が浜松庁舎の方が多くなっているがなぜか。

複数の工事を一括発注する方が工事費を抑えられるというのが常識的だが、自社でできない部分を他社の協力会社に依頼することと

落札者以外の3者については予定価格を超過しているので入札・契約状況調書に評価値は記入していない。

防衛施設の設計においては、海岸から2km以内の施設の標準的な塩害対策の設計としては、外部に面した塗装も含めて仕上げを変更している。その分、工事費は塩害対策を講じない他の施設の工事費に比べ若干金額増となっている。

防衛施設は、全国的に外部に面した部分の防錆を考慮した設計としている。

技術提案の内容について、浜松の庁舎は基地の本部庁舎であることから、それに見合った構造部材及び非構造部材の耐震性に関するものとした。他方、本件の長浦の庁舎は一般庁舎であり、浜松の庁舎ほどの耐震性を必要としないため、耐震性よりも狭隘な施工場所での安全対策を重視したものである。

業者からの聞き取りによると、浜松は経済圏が東海地区に含まれ、技術者がそれほど足りない状況ではないため、入札参加者が多くなっていると思われる。一方、長浦の方は、建築一式工事として公告したが、土木工事を多く含むことから、参加する者からは敬遠されたと思われる。

工事を受注した業者は、土木工事の施工もできる。

なったため、入札金額が高くなり、結果的に不調となったケースがあった。また、逆に発注者が分割発注した場合には、それぞれの専門業者で競争することから、分割発注とした方が、結果的に安価になる場合もある。本件工事の受注者は、土木工事も自社で施工ができるのか。

③防大(28)理工学館A棟新設電気その他追加工事(一般競争入札方式(政府調達協定対象外))

本件は低入札価格調査を行っており、調査結果調書の「手持ち工事の状況」に記載がある「防大外(27)理工学館A棟新設等電気その他工事」は前年度の工事と思われるが、本件の工事内容とどこが違うのか

平成27年度と28年度に発注した工事の契約金額はいくらだったか。

一般的に追加工事の方が金額が大きくなるのか、あるいは予算の関係でそうなっているのか。

前工事も今回の落札者が受注していたので、追加工事も低廉な価格で受注できたという背景もあったのか。

低入札価格調査結果調書の当該価格での入札理由について、別の工事を行っている下請業者を使うので作業の効率的な施工により労務費の低減が可能とあるが、一般的には作業量が増えれば払うのもその分増えるから労務費を低減できる可能性は少ない気がする。どのように低減されるのか。

同じ人が別の工事に張り付けば、その分賃金を払わなければならない。なぜ、元の工事現場で働いている人を別の工事現場で働か

27年度に発注した工事は、予算の関係で全ての工事を発注することができなかったため、その後、追加工事として本件工事を発注した。

平成27年度に発注した前工事は約7,100万円で、今回の平成28年度に発注した追加工事は約3億円である。

本件工事については、予算の関係と工事の進捗状況から追加工事の金額が大きくなったが、必ずしも追加工事の金額が大きくなるというわけではない。

そうである。

前工事の下請け業者から、追加工事でも協力を得られ、効率的な作業が可能であるとの観点で労務に対する経費の低減が可能である。

実際に工事を進めていく過程では作業の効率という観点から、前工事と同様の作業をしていた下請けであれば引き続き追加工事でも

<p>せて労務費が低減できるのか。その分働く時間が長くなるだけではないか。</p> <p>労務費の低減を理由としてきた場合、どうしたら低減できることになるのか調べる必要があると思う。労務費を低減し、安く使うというのは昨今問題になっていることだが、一人の作業員が2つの現場で働くこととなれば、作業量が増えることとなるのにどうすれば効率的になるのか、普通なら働く時間が長くなるのにどうすれば軽減できるのか。いずれにしても労務費の低減というのは低入の理由としては一般的にはふさわしくない気がする。労務費の低減を言ってくる業者がいたら酷使しているのではないか、労務費を値切っているのではないかという点をしっかり聞くべきだと思う。</p>	<p>作業効率が上がるということで理解している。</p> <p>今後は、労務費の低減理由について、より慎重に聞き取りを行うようにしたい。</p>
<p><b>④防大(28)理工学館A棟新設機械追加工事(一般競争入札方式(政府調達協定対象外))</b></p> <p>追加工事ということは、前年度等に工事がある全ての工事の発注ができなかったため、その追加工事ということか。</p> <p>前工事と追加工事は、機械設備工事で同種の工事か。本件の工事受注者は、前工事と同じか。</p> <p>同一な現場で工事受注者が変わっても、工事には支障がないのか。</p>	<p>先ほどの防大(28)理工学館A棟新設電気その他追加工事と同じであるが、本件も防大理工学館A棟の工事であり限られた予算で前工事を発注し、本件工事はその追加工事である。</p> <p>同種の工事であるが、工事受注者は異なる。</p> <p>同じ工事受注者の方が望ましいが、工事受注者が変わっても、工事を進める上で支障を生じさせないような工事内容に区分して発注するよう調整等行っているため問題はない。</p>
<p><b>⑤浜松(28)浴場等改修機械その他工事(一般競争入札方式(政府調達協定対象外))</b></p> <p>入札状況を見ると、第1回入札でA社が辞退、第2回でB社が辞</p>	<p>A社の辞退理由は「他工事を受注又は落札したため、配置予定技</p>

<p>退と、金額の問題かと思うが、辞退の理由、経過について説明願いたい。</p> <p>入札参加者は地元業者か。</p>	<p>術者が確保できなくなったため」で、B社については、第1回入札後最低札の金額を公表するが、その時点で辞退したものである。</p> <p>本件は3者の申請者があったが、全て地元の静岡県の業者である。</p>
<p><b>⑥船越（28）庁舎新設建築その他工事（企画競争方式）</b></p> <p>企画競争方式にした理由は。</p> <p>見積合わせなので通常の入札とは違うと思うが、予定価格算定方法も違うのか。</p> <p>特に設備関係について、下請業者の選定について、指定はないのか。</p> <p>資料にそれぞれの各社の技術的なノウハウが含まれていると思われるが、候補者に選定されなかった者の資料は、返却するのか。各社のノウハウが他社に漏れることはないのか。</p>	<p>本件は、秘密を要する場合における調達に指定された建設工事であることから、原則として企画競争により入札手続を行うこととなっている。</p> <p>工事費の積算は通常の工事と変わらないが、本件は秘密を要する企画競争方式であることから、通常の工事費の積算以外に、秘密保全に係る仮設費については、選定業者から見積りを徴し、予定価格を算定している。</p> <p>特に指定はないが、契約時に秘の特約条項に基づき受注者以外には図面等を渡せないこととなっているため、特約条項を締結しない者には、下請負者の指定はできない。</p> <p>各社から提出された資料は、返却していない。また、各者が他者の提案に非常に興味を持っていると思われるが、当方からは聞かれても一切答えないこととしている。</p>
<p><b>⑦厚木米軍（28）汚水管路現況調査（一般競争入札方式（政府調達協定対象外））</b></p> <p>幹線汚水管内カメラ調査（約27 km）とは具体的に何をするのか。</p> <p>ロボットのようなものではなく</p>	<p>汚水管にカメラを入れて中を調査するものである。</p> <p>カメラは自走タイプである。</p>

人力でカメラをコードで押していくのか。

残念ながら1者しか参加者がいなかったが、設備、能力を持つ業者があまりなかったということか。

定期的な作業なのか、又は随時ということでは決まっていなのか。

初めて見る調査だが他でも一般的な調査か。

管路は大きいのか。

そうになるとカメラで調査するしかないのか。

今回の調査対象は污水管だが、施工後、30年以上経っているのか。

小口径で幹線管ではなく27kmもあるので、敬遠され1者応札になったかもしれない。調査後、管更生又は交換するのか。

本件は同種実績としてカメラによる管路調査、類似実績として管路現況調査としていたことから、実績がある者は多数あると思われる。結果として1者しか、入札に参加してもらえなかった。

今回の調査は管の老朽を踏まえ改修を見込んだ調査であり、定期的ではない。

防衛省での実績は少ないが、市町村では公共下水道、水道管などの調査として一般的に行っている調査である。当方でも基地等の配管の老朽化に伴い今後は同様な調査が増えていくと思われる。

市町村は大口径だが、防衛省は基地、駐屯地毎なので、大きくても直径400mm程度である。

そうである。

新しいものでも30年は経っている。

そのようである。管の状況により、ライニングを施す又完全に取り替える等対策を検討する。

**⑧富士(28)庁舎改修等設備設計(一般競争入札方式(政府調達協定対象外))**

本件は概算金額が約500万円のところで、予定価格が約1,000万円となっているが、この差額の理由はなにか。

本件は建物全体の改修ではなく、6階建ての建物の2、3、6階の部分改修工事の設計であり、当初の部隊との調整で改修内容が明確ではなく改修範囲が小規模であったため、概算金額の積み上げが過小となった。

	<p>当初の概算は、改修する範囲が少なかったということか。設備改修設計で予定価格が約1,000万円というのは、割と大きい金額であると思われるが、何かほかの設計も含んでいるのか。</p> <p>設計費には、アスベスト類の調査費は含まれていないのか。</p>	<p>本設計には、庁舎の部分改修のほかに、仮設庁舎の設計も含んでいるので割高となっている。</p> <p>改修する庁舎は、アスベストは使用されていないため、調査費は含んでいない。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特に意見なし。	
2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義案件	総件数	0件
工 事	談合情報	0件
	点検結果疑義	0件
業 務	談合情報	0件
	点検結果疑義	0件
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回 答
	なし。	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし。	
3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について		
審議概要	順位傾向の分析、落札率・応札率の分析、調査項目別の平均落札率等の分析等を行った資料を委員に配布	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	意見・質問	回 答
	なし。	
4. 再苦情処理（再説明請求回答）		
該当事案なし		